

リーマン・ショック後の経済金融危機における 財政投融資の対応（上）^{*1)}

前 理財局財政投融資総括課長 美並 義人
理財局財政投融資総括課課長補佐 湯山 智教
前 理財局財政投融資総括課企画係 宮地 理陽

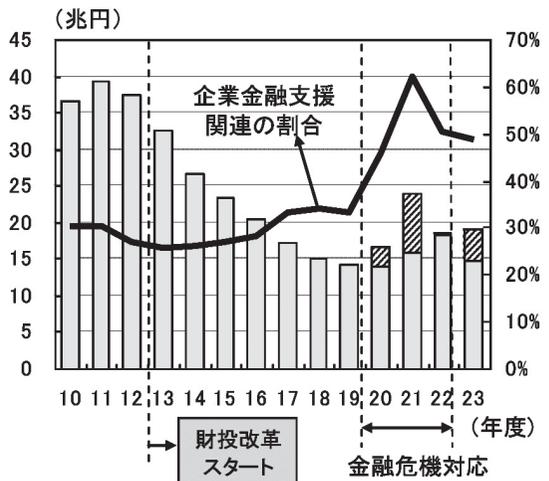
1. はじめに

財政投融資は、計画額（フロー）で平成8年度に40.5兆円のピークを記録するなど拡大を続けてきたが、郵貯・簡保資金の預託義務の下、資金需要に応じた弾力的な資金調達が行われず、効率的な運用が行われていないといった肥大化批判もあって、13年に財政投融資改革が実施された。以降、対象事業の見直しや、重点化・効率化に取り組んだ結果、フロー・ストックともにピーク時の半分以下の規模となりスリム化が進展した。

こうした中、20年9月のいわゆるリーマン・ショック以降、わが国経済は景気の悪化が深刻化するリスクに晒され、中でも金融資本市場の混乱により、企業の資金繰りは厳しい状況に置かれることとなった。こうした経済・金融情勢に対応するため、政府としても20年度第1号補正以降、累次の経済対策を実行に移した。この中で、財政投融資としても、株式会社日本政策金融公庫を通じた企業の資金繰り支援を中心に重点的に資金供給を実施し、20年度以降は2年連続して計画額（補正後）が前年比で大幅に増加することとなった。企業等金融支援に関する措置が財政投融資全体に占める比率の推移についても、平時には2～3割で

あったのに対しリーマン・ショック後は6割を超えるなど、その比重は大きく、財政投融資としても企業金融支援に対する姿勢を強めた（図1-1）。

図1-1 財政投融資計画額等の推移



（注1）当初計画ベース。20～23年度の斜線部分は補正・弾力による改定後。

（注2）平成12年度以前は、一般財政投融資ベース。

（注3）企業金融支援関連は日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、産業革新機構の合計。

他方、財政投融資には、

- ① 民間では対応困難な資金供給を政策金融機関などの財投機関に対して行い、財投機関がこの

* 1) 本稿は、平成23年6月21日の財政制度等審議会財政投融資分科会において公表したレポートをもとに、23年5月末までに利用可能な情報に基づいて作成しており、財務省ホームページにて公表している同レポートも参照されたい。(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/index.html)

表1-1 リーマン・ショック後の予算及び財政投融资計画の規模等

		予算規模 (注1)	財政投融资規模		
			うち企業金融支援関連 (注2)・割合		
安心実現のための緊急総合対策	20年度1号補正(20年10月成立)	1.1兆円	1,778億円	1,778億円	100.0%
生活対策及び生活防衛のための緊急対策	20年度2号補正(21年1月成立)	4.8兆円	2.4兆円	2.4兆円	99.7%
	21年度当初予算(21年3月成立)	88.5兆円	15.9兆円	7.2兆円	45.2%
経済危機対策	21年度1号補正(21年5月成立)	13.9兆円	7.8兆円	7.5兆円	96.2%

(注1) いずれも一般会計予算規模総額。

(注2) 企業金融支援関連は日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、産業革新機構の合計。

資金を用いて各種の財・サービスを供給する資源配分の調整機能

- ② 経済情勢の変化に対応して必要な資金を供給することにより、景気が悪化した時はその回復を助けるなど急激な経済変動を緩和するという経済の安定化機能

を有していると考えられ、主に税財源により賄われる一般会計予算と比較し、経済情勢の変化に対応して、柔軟に資金供給を行うことができるという特徴がある*2)。この点において、リーマン・ショック後の財政投融资による企業資金繰り支援を通じた積極的な政策対応は、まさに財政投融资の機能の十分な発揮が求められた典型的な事例であると考えられる。

こうした観点から、本稿は、リーマン・ショック後の財政投融资による対応（企業の資金繰り支援）について、その実績・効果等を評価することを目的とする。

2. わが国政府としての経済・金融危機への対応 ～財政投融资を中心に～

2.1. わが国経済及び金融資本市場への影響

わが国経済は、リーマン・ショック後の平成20年(2008年)秋より悪化し、21年1～3月期に

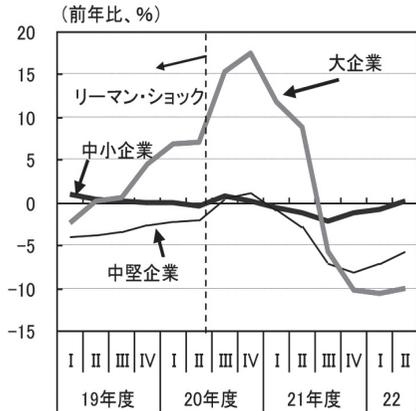
かけては急速かつ大幅に悪化した。また、企業収益の状況をもみても、金融危機後の落ち込みは急速かつ深刻なものであり、鉱工業生産の急減も記録的であった。こうした生産の落ち込みは世界金融危機の後退とほぼ同じタイミングで見られ、世界金融危機による実態経済への影響がうかがえる。

金融市場においても、直接金融である社債・CP市場は、リーマン・ショック直後から不安定化した。特に、低格付社債と高格付社債のスプレッド格差が急拡大し、低格付銘柄(BBB)は発行停止状況に陥るなど著しい混乱がみられた。

他方、間接金融である民間金融機関を通じた貸出への影響は、リーマン・ショックからやや遅れて発生した。すなわち、当初、わが国の金融機関の損失が欧米金融機関対比でも限定的であったこともあり、金融危機後にあたる20年10月からの銀行貸出はむしろ増加した。その後、実態経済が急激に落ち込む中、21年後半になってから銀行貸出は減少に転じた。また、金融機関の貸付残高を企業規模別にみると、この貸出しの伸びの大宗は、大企業向けの貸出しであることがわかる。これは、金融危機が発生し、CP・社債市場の機能が低下したことにより、リーマン・ショック直後には、大企業の資金調達に直接金融から民間金融機関からの借入等にシフトしたことを示唆していると考えられる(図2-1)。

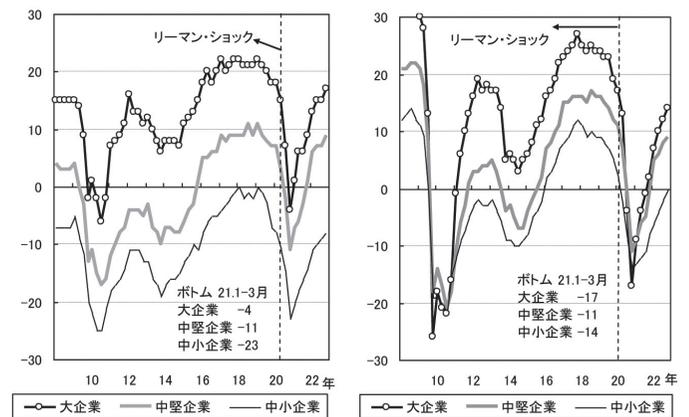
*2) 財務省理財局「財政投融资レポート2010」より。

図2-1 貸出規模別貸出の推移



(出所) 日本銀行「貸出先別貸出金」

図2-2 企業資金繰り（左）及び金融機関の貸出判断状況（右）



(出所) 日本銀行「短観」

また、大企業・中小企業ともにリーマン・ショック後の資金繰りの悪化は著しく、金融機関の貸出態度もその動きにやや遅れるかたちで厳格化した。大企業の資金繰りについては、輸出の急速な減少を受けてまず企業収益や実態経済面が減速し、直接金融市場も機能が急速に低下する中で、当初、その機能を間接金融である銀行貸出が代替したものの、その後、銀行貸出についても減少し、厳しい状況にあったと考えられる。特に21年1～3月期の金融機関の大企業向けの貸出判断DIをみると、中堅・中小企業向けよりも低い値となった。

中小企業の資金繰りについては、直接金融市場へのアクセスがそもそも限られる上に、世界金融危機以降、中小企業の業況が急速に悪化する中で、主たる資金調達手段である銀行貸出も減少し、厳しい状況にあったと推察できる（図2-2）。

2.2. 累次の経済対策及びそれに対応する財政投融資計画

わが国政府としても、こうした経済・金融危機に対応するため累次の経済対策を策定し、財政投融資計画においてもこれを踏まえ、企業金融支援等に必要な事業規模を確保するため計画編成を行った。その主なものとして、①中小・小規模企業向けセーフティネット貸付の拡充（日本政策金融

公庫の国民生活事業・中小企業事業）、②日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務を通じた危機対応業務（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）、③海外事業支援緊急業務（日本政策金融公庫の国際協力銀行）があげられる（表2-1）。

表2-1 経済対策等を踏まえた財政投融資計画

(単位：億円)

経済対策	安心実現のための緊急総合対策	生活対策及び生活防衛のための緊急対策		経済危機対策	
		20年度 1号補正	20年度 2号補正		21年度 当初予算
予算	20年度 1号補正	20年度 2号補正	21年度 当初予算	21年度 1号補正	
予算成立時期	20年10月	21年1月	21年3月	21年5月	
財政投融資計画	1,778	24,068	158,632	78,423	
日本政策金融公庫	国民一般向け業務	795	7,394	27,324	1,000
	中小企業向け業務	430	4,182	15,303	1,000
	危機対応円滑化業務	-	9,340 ^(注)	10,000	59,000
	国際協力銀行業務	533	3,000	9,434	4,000

(注) このほか、平成21年3月に1,303億円の弾力追加を行った。

3. 中小・小規模事業者向けのセーフティネット貸付（日本政策金融公庫）

3.1. 総論（制度概要・経緯）

セーフティネット貸付は、社会・経済環境の変化等の外的要因により、一時的な業況悪化や一時的に資金繰りに困難をきたしている中小・小規模事業者や農林水産業者を支援し、経営の安定化を図るために日本政策金融公庫等に設けられている

融資制度である。同貸付は、要件に合致する借り手企業にとって、長期固定の低金利で融資を受けられるというメリットがあり、民間金融機関融資に付することができる信用保証とは異なり、中小・小規模企業であれば、原則として業種を問わず、利用することができる。実施機関は、日本政策金融公庫（国民・中小・農林）・沖縄振興開発金融公庫となっている*3）。

本制度は、リーマン・ショック前から存続しているものであるが、リーマン・ショック後の経済対策等に基づき制度の拡充・延長等が行われた。具体的には、①貸付対象の拡大、②貸付限度額の引上げ、③貸付期間の長期化、④貸付利率の引き下げ（最大▲0.5%）、⑤借換特例制度の創設（中小企業事業で既存融資を一本化した上で長期化）等の制度拡充が実施され、その制度改訂メニューは、表3-1の通りである。

表3-1 セーフティネット貸付の主な制度拡充（国民・中小）

●は20年度1次補正（安心実現のための緊急総合対策）、★は20年度2次補正（生活対策）、○は21年度1次補正（経済危機対策）、◎は21年度2次補正（明日の安心と成長のための緊急経済対策）、☆は22年度における措置内容。その他、21年度2次補正により実施措置を22年度末まで延長（下線部分）

	経常環境変化対応資金	金融環境変化対応資金	取引企業倒産対応資金
対象	社会的・経済的環境の変化等の外的要因により一時的な売上高の減少等実況が悪化している中小企業者で、中長期的には、その実況が回復し、かつ、発展することが見込まれるもの。 ⇒ ●最近の決算期の売上高が前期比10%以上減少→5%以上減少 ⇒ ☆売上高の比較期に前々期、前々年同期を追加	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるもの。 ⇒ ★23年3月末まで「国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱い等を受けている中小企業者」を追加	関連企業の倒産により経営に困難をきたしている中小企業者。 ⇒ ○倒産企業との取引依存度が20%以上 ↓ 倒産企業との取引依存度が10%以上 ⇒ ○資金使途に「関連企業の倒産により一時的に必要となる資金」（倒産企業に代わる新規取引先の開拓資金など）を追加
貸付限度額	国民：一般貸付と併せ4,800万円（23年3月末まで別枠4,800万円） 中小：4億8,000万円 ⇒ ★23年3月末まで7億2,000万円	国民：別枠3,000万円（23年3月末まで別枠4,000万円） 中小：別枠2億円 ⇒ ●23年3月末まで別枠3億円	国民：別枠3,000万円 中小：別枠1億5,000万円
貸付期間	設備：15年以内 運転：5年以内（特に必要な場合7年以内） ⇒ ●23年3月末まで特に必要な場合8年以内	運転：5年以内（特に必要な場合7年以内） ⇒ ★23年3月末まで設備資金も対象に（15年以内） ⇒ ☆23年3月末まで特に必要な場合8年以内	運転：5年以内（特に必要な場合7年以内） ⇒ ○23年3月末まで特に必要な場合8年以内
貸付利率	基準利率 ⇒ ★23年3月末まで最近における売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期比3%以上減少等の場合、基準金利から0.3%引下げ（運転資金のみ） ○無担保貸付等の高リスク金利に上限金利（3.0%）を適用（運転資金のみ、中小のみ） ○第三者保証人不要融資制度の上乗せ利率（0.65%）を引下げ（▲0.3%）（国民のみ） ○雇用維持・拡大に取り組む企業に対して金利引下げ（▲0.1%）。◎同措置を▲0.2%に拡充。（運転資金のみ） ★公庫融資借換特例制度（中小企業事業のみ） 資金繰りの円滑化のため、新規融資に際し、既存公庫融資分と合わせて一本化する借換需要へ対応	基準利率 ⇒ ★23年3月末まで最近における売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が減少等の場合、基準金利から0.3%引下げ（運転資金のみ）	基準利率 ⇒ ○倒産対策利率（Aタイプ：▲0.75%、Bタイプ：▲0.5%）の発動

（出所）日本政策金融公庫資料

3.2. セーフティネット貸付実績等

セーフティネット貸付の貸付実績については、19年夏のサブプライム問題の本格化を反映し、20年度から対前年比で伸びていたが、翌21年度に入った後は更に大幅に増加し、国民生活・中小企業両事業におけるセーフティネット貸付額は21年度に5兆円に達した。両事業における累計でみると、23年3月末時点で、合計約11兆円に達した（表3-2）。また、セーフティネット貸付が大幅に増加した21年度以降、同貸付は国民生活事業の総貸出の8割弱、中小企業事業の総貸出の9割弱を占

め、日本政策金融公庫事業に占める割合は高いものとなった。

表3-2 セーフティネット貸付の推移（単位：億円）

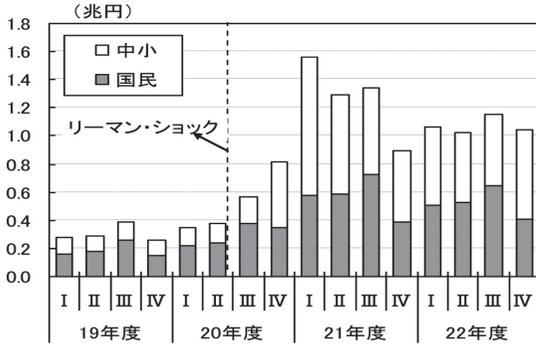
	20年度	21年度	22年度	累計
国民生活事業	11,807	22,808	20,892	55,506
中小企業事業	9,258	28,186	22,038	59,483
計	21,065	50,994	42,930	114,989

より詳細に貸付の動向をみると、中小企業事業における貸付フローは21年4～6月期にピークを記録した。これは21年1月「生活対策」で、セーフティネット貸付の制度拡充（貸付限度額引き上げ、

*3) 21年度の沖縄振興開発金融公庫のセーフティネット貸付実績は168億円、農林漁業事業の貸付実績は284億円と、国民生活事業・中小企業事業の貸付実績の1%程度に過ぎないため、本稿では国民生活事業・中小企業事業のセーフティネット貸付を取り扱った。

金利0.3%引き下げ等）や借換特例制度の創設（既往の日本政策金融公庫の融資を一本化）が行われたことが要因と考えられる。また、国民生活事業の貸付けは21年10～12月期にピークを記録した（図3-1）。

図3-1 セーフティネット貸付の推移



（出所）日本政策金融公庫資料

（規模別貸付実績）

貸付先企業の規模別貸付実績（件数ベース）でみると、企業規模が小さい企業の利用が多かったことがうかがえる。小企業が主な貸付対象となる国民生活事業の場合、貸出のうち6割近くを従業員4人以下の企業が占め、中小企業事業でみた場合、従業員50人以下で6割弱、従業員100人以下で8割程度を占めた。なお、この傾向はリーマン・ショック前も概ね同様であった。

（業種別貸付実績）

業種別貸付実績をみると、国民生活事業では卸

売・小売業の割合が約3割、建設業が約2割、製造業が15%程度と高く、中小企業事業では製造業が約5割、物品販売業が2割と多くを占めた。なお、この傾向はリーマン・ショック前と概ね同様であった。

（貸付期間）

貸付期間については、制度拡充の効果もあり、今回の経済危機の前後においては幾分長期化した。具体的には、国民生活事業においては、3年超5年以内の割合が減少した一方、5年超の割合が増加し、平均貸付期間も4.6年から5.3年へと長期化した。中小企業事業においては、経済対策によりセーフティネット貸付（運転資金）の貸付期間が7年以内から8年以内に伸びたこともあり7年超の割合が大幅に増加し、平均貸付期間も5.8年から6.5年へと長期化した。利用者としても、業況が厳しくなると資金繰り緩和のニーズが高まることから、運転資金でも長期貸付の要望があったことなどが背景として考えられる（図3-2、表3-3）。

表3-3 平均貸付期間

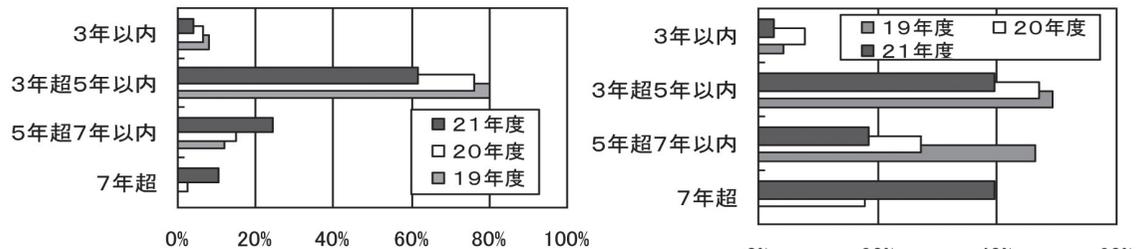
国民生活事業			中小企業事業		
19年度	20年度	21年度	19年度	20年度	21年度
4.6年	4.8年	5.3年	5.8年	5.9年	6.5年

（出所）日本政策金融公庫資料

（貸付利率）

セーフティネット貸付については、累次の経済

図3-2 貸付期間の分布（左：国民生活事業、右：中小企業事業）



（出所）日本政策金融公庫資料、金額ベース

対策により

- 「売上が3%以上減少している者」等の貸付利率を▲0.3%【生活対策】
- 雇用の維持、拡大を図る者への貸付利率低減措置の拡充（▲0.1%→▲0.2%）【明日の安心と成長のための緊急経済対策】

の金利低減措置が図られ、最大で基準利率よりも▲0.5%の金利引き下げが行われ、例えば5年の貸付けについては、国民生活事業で1.9%、中小企業事業では平均で1.55%となった（21年4月時点）。

また、貸付金利関連では上記のほか、

- 上限金利（3%）適用（中小企業事業のみ）【経済危機対策】
- 「第三者保証人不要融資制度」を併用する場合の上乗せ利率（0.65%）を0.35%に低減（国民生活事業のみ）【経済危機対策】

の措置も適用された。

3.3. 財政投融資による運用状況

財政投融資としても、リーマン・ショック後の経済対策等に基づき中小・小規模事業について十分な資金繰り対策を実施するため、こうした制度改革に伴い、必要な資金需要に適切に対応することとした。国民生活事業に対しては、20～22年度の3年間で累計7兆8,643億円の財投計画（補正後）を措置し、そのうち8割弱程度が運用された。中小企業事業に対しては、累計4兆8,406億円の財投計画（補正後）を措置し、そのうち9割程度が運用された（表3-4）。

3.4. 政策効果について

（企業の資金繰り需要への対応）

セーフティネット貸付は、21年4～6月期にピ

表3-4 国民生活・中小企業事業にかかる財投計画等

		(億円)			
		20年度	21年度	22年度	計
国民生活事業	当初計画	19,962	27,324	22,168	69,454
	補正後計画(a)	28,151	28,324	22,168	78,643
	運用実績(b)	19,376	19,800	20,250	59,426
	b/a	68.8%	69.9%	91.3%	75.6%
中小企業事業	当初計画	10,355	15,283	17,156	42,794
	補正後計画(a)	14,967	16,283	17,156	48,406
	運用実績(b)	10,749	16,272	15,701	42,722
	b/a	71.8%	99.9%	91.5%	88.3%

(注)本表の財投計画には、証券化買取業務分は含まない。

(出所) 財務省

ークを記録し、以後、7～9月期・10～12月期も高い水準で推移した。一方、資金繰りDI(中小企業)は21年4～6月期以降に改善に向かっており、セーフティネット貸付も企業の資金繰り改善に一定程度貢献したものと考えられる(図3-3)。

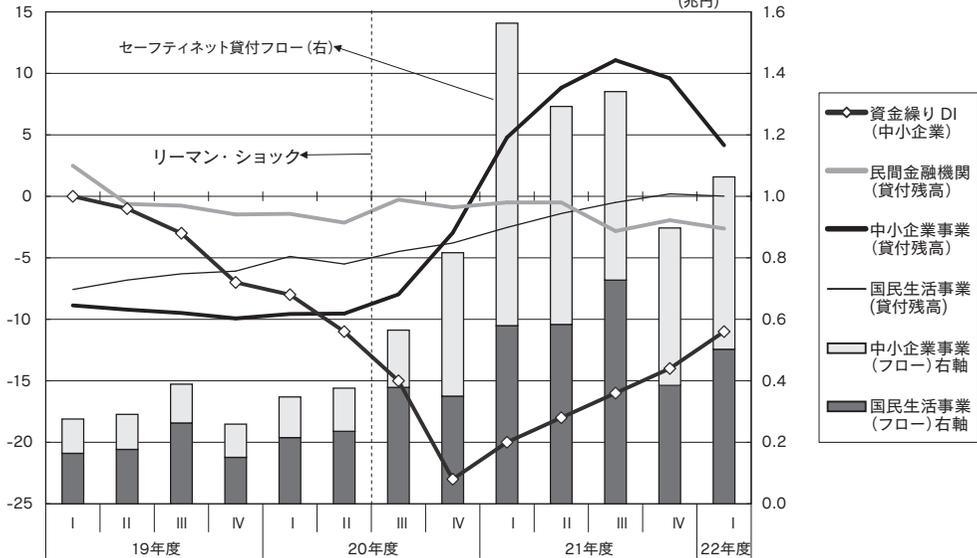
また、民業補完性という観点からみても、資金繰りが悪化する中であって、民間金融機関の中小企業向け貸付残高が増加せず、他方、それに対してセーフティネット貸付が増加した状況にあり、政策金融機関は民間では対応できなかった資金需要に対応したものと推察できる。

（倒産企業数の推移）

わが国全体の企業倒産件数についてみると、全国的な景気の回復も相俟って、20年10～12月期をピークにその数は減少し、現在に至るまで概ね落ち着いた水準で推移した。また、倒産件数のうち運転資金要因の倒産件数についてみると、セーフティネット貸付が本格化し始めた21年4月以降から前年比で減少に転じており、これには中小企業金融円滑化法や緊急信用保証と同様に、セーフティネット貸付も一定程度寄与したものと推察される*4)。

*4) 東京商工リサーチ「倒産月報」及び帝国データバンク「倒産集計」によれば、倒産企業数の減少には、中小企業金融円滑化法や緊急信用保証等による政策効果が大きいと分析されている。もっとも、構造的に厳しい企業や放漫経営（代表者宛の支出が多い等）の企業を延命させたとの見方があることも事実であり、セーフティネット貸付の最終的な評価は今後の結果次第であるともいえる。

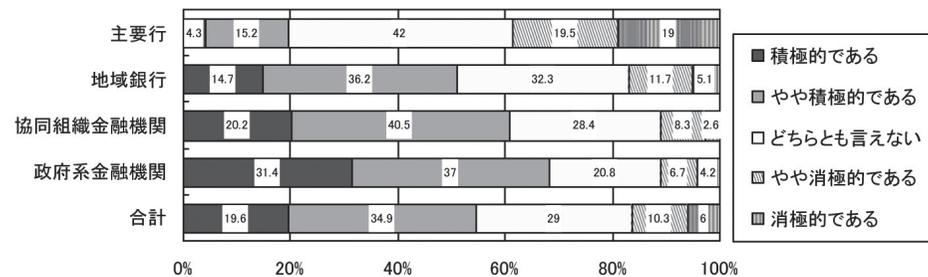
図3-3 セーフティネット貸付・民間金融機関の中小企業向け貸付と資金繰りDI（中小企業）の推移
（%、ポイント）



- (注) 1. 貸付残高については対前年同期比増減率（左軸）。
 2. 民間金融機関は、国内銀行（都銀、地銀、第二地銀、信託銀、長信銀等）、信用金庫、信用組合の合計。
 3. 国内銀行、信用金庫は「海外円借款、国内店名義現地貸」「地方公共団体」「個人（住宅・消費・納税資金等）」向け貸付を除く。信用組合は総貸付を中小企業向け貸付とみなした。
 4. 資金繰りDI（中小企業）は、日銀短観のデータを使用。

(出所) 日本銀行「貸出先別貸出金」「短観」、日本政策金融公庫資料

図3-4 中小企業への融資姿勢に対する評価（業態別）



(出所) 金融庁「金融機関の融資動向等に関するアンケート調査結果の概要（21年3月公表）」

（中小企業への融資姿勢について：「金融庁によるアンケート調査」より）

リーマン・ショック後の21年2～3月上旬にかけて金融機関による中小企業への融資姿勢について、全国の財務局等を通じて、各地域の商工会議

所経営指導員等（537名）を対象とした調査を実施し、金融庁がとりまとめて公表した。これによれば、政府系金融機関による融資姿勢がもっとも積極的であり、政府系金融機関が積極的と評価した理由については、他の金融機関と比べると「審

査手続関係)、「新規融資関連」の割合が大きかった(図3-4)。

このように、リーマン・ショック後のセーフティネット貸付については、民間金融機関では対応することが困難であった中小企業の資金繰り需要に応じたと考えられる。実際、借り手からも、多くの評価する声が聞かれた。また、セーフティネット貸付にかかる具体的な措置内容の中でも、

- ・保証のない貸付けについて上乗せ金利を低く抑える措置、
- ・危機時には長めの資金に対するニーズが高まることから貸付期間の長期化、
- ・日本政策金融公庫融資の借換特例制度を利用した一本化

等の施策について評価する声が聞かれたところである。

【ヒアリング結果】

➤ リーマン・ショック後12月くらいまでは危機という感覚はそれほどなかったが、3~4月に影響が大きく出てきた。売上が6割程度に落ち、当時は先行きが全く見えない状況であり、コンサルタントからも「何があるかわからないから、できるだけ手元資金を確保しておけ」と言われた。特に民間金融機関による貸し剥し等はなかったが、民間金融機関の貸出姿勢は訪問頻度に表れており、当時は営業に来る訪問頻度は減少した。民間金融機関の積極的な貸出姿勢がうかがえない中、苦しかった時期に事業を維持できたのはセーフティネット貸付のおかげ。(A社)

➤ 経済危機に伴う売上減少が、20年度の19億円から21年度では13億円と3割近く落ち込み、資金繰りが苦しくなったため、借入金を増額して対処した。公庫からの借入れは、売上減少局面における長期安定資金の調達として、資金繰り緩和に役立った。22年度は利益も改善し黒字となる見通し。民間金融機関は、月次決算が悪い

と金利の上乗せを持ちかけるなど融資抑制的になることもあり、公的資金には助けられている。セーフティネット貸付のおかげで次のステップに進められると感謝している。(B社)

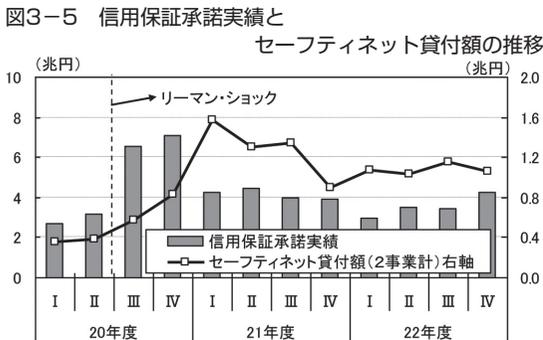
➤ タイムリーに対応していただき感謝している。リーマン・ショックは自助努力で対処できる範囲を超えており、民間企業が中小企業への融資を控える中、受け皿としてのセーフティネット貸付は有難かった。また、民間金融機関融資の場合、1か月以上放置されることもあったのに対し、一般に公庫は貸付実行までの期間が短かく迅速であり、仮に融資が不可能の場合であっても対策を立てやすく有難かった。最も効果的だったのは既存融資の一本化。追加貸付分も含めて貸付を一本化した上で期間を長期にしたことで助かったという企業が多い。担保・保証が難しい事業者も多く、第三者保証人等の保証なしの上乗せ金利が低くなったのも良かった。(C商工会議所)

3.5. 政策金融機関と民間金融機関の間の棲み分け

中小企業金融に関しては、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付以外にも、信用保証協会による信用保証の措置もとられ、民間金融機関による中小企業向け貸出が全体としては減少した中で、この公的保証を伴う民間金融機関融資は増加した。また、中小企業金融円滑化法も21年12月から施行された。

セーフティネット貸付と信用保証との間の役割分担については、基本的に、企業にとって、まずはメインバンクとなる民間金融機関融資への信用保証の付与があり、その次に日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付という位置づけがなされているものと考えられる。これは、信用保証承諾額が20年度後半に大幅に増加したのに対し、セーフティネット貸付がその後の21年度以降になっ

て大きく増加したことからもうかがえる（図3-5）。典型的な棲み分け事例としては、まず、企業は資金繰りが苦しくなるとメインバンクに相談して信用保証を奨められ、それでも資金が足りなくなると日本政策金融公庫を奨められるなど、民間金融機関がリスクを負うことができなかった場合に日本政策金融公庫を紹介し、日本政策金融公庫が補完的な役割を果たした例が挙げられる。特に、長期の運転資金供給や、金融危機下にあつて信用リスクの高い企業に対しては、セーフティネット貸付は大きな役割を果たしたものと推察される。なお、信用保証は、借り手の立場からは、別途に保証料（保証料率は0.8%以下）がかかる点や銀行に加えて保証協会の審査手続きが必要といった点にも留意が必要である。



（出所）日本政策金融公庫資料、中小企業庁ホームページ

また、中小企業金融円滑化法との間の具体的な棲み分け事例としては、まず企業は条件変更ではなく、追加融資を申し出るが、それに対し金融機関側は信用保証やセーフティネット貸付を紹介し、それでもうまくいかない場合に、条件変更の活用となるといった事例が挙げられる。このため、一義的には信用保証やセーフティネット貸付でカバーできる部分が大きいと推察される。いずれにせよ、資金の借り手の立場からみれば、様々な資金確保の窓口を提供するという点で、政策金融と民間金融機関の両方が存在することの意味は大き

いと考えられ、ヒアリングにおいても同様の声が聞かれたところである。

【ヒアリング結果】

- 民間金融機関による信用保証でセーフティネット貸付の全てが代替できるとは言い切れず、両者は補完的に機能していると言える。例えば、財務諸表も有していないような企業に対しては、メガバンクでは対応することは難しく、政策金融機関による融資が重要な役割を果たしているのではないかと推察される。（金融機関A）
- 中小企業には財務面での選択肢が少ない。まずは社長や家族の自己資金。次に付き合いのある地域金融機関からの融資。それでもダメならば、その後に政策金融機関からの融資などを探す。その後に可能なところは私募債などを募集することもあるがかなり少ない。こうした中で日本政策金融公庫の融資はかなり役に立ったと思う。（B商工会議所）

（下に続く）